

## 草津市財政規律ガイドライン(財政運営指針)について

### ■ 財政規律ガイドラインの目的

第5次総合計画に掲げる施策の確実な実行を推進しつつも、本市が将来にわたって持続的に発展していけるよう、各種の指標等について目標値を設定することにより、財政規律の確保を図るとともに、健全な財政運営を維持していくことを目的としている。

### ■ 現行の財政規律ガイドラインの計画期間

平成25年度に策定し、総合計画の構想期間に合わせて平成26年度から令和2年度までを計画期間としており、今年度に次期ガイドラインの策定を予定していた。

### 新型コロナウイルスの影響による第2期財政規律ガイドラインの策定にあたっての課題と考察

- 市税収入の減少や景気後退による扶助費をはじめとした義務的経費等のさらなる増加に加え、感染防止や経済対策等の緊急かつ大規模な財政出動により、これまで以上に厳しい財政状況となることが見込まれる。
- 現段階では歳入・歳出とも影響額が不透明であり、市民生活や経済活動の回復のための施策の実施が最優先される中で、財政の健全化を目的とした「長期間の目指すべき指標」や「財政規律の確保に向けた取組」を示すガイドラインの策定について、適切な時機ではないと考えられる。



### 第2期 財政規律ガイドラインでの対応について

新型コロナウイルス感染症収束後の本市の財政状況を踏まえ、財政の立て直しの視点を含めた目標値・取組項目の設定を行い、社会経済情勢や類似団体をはじめとする他の自治体の状況を見定め、策定する。

それまでの間は、第1期の計画期間を延伸することとする。

